

Y国

H29年10月～

・新たな鳥インフルエンザA（H7NX）のヒトへの感染例を確認



H30年9月

・鳥インフルエンザA（H7NX）について、高齢者を中心に重篤な呼吸器疾患が見られ、死亡例も増加しているとの情報

H30年10月11日

・鳥インフルエンザA（H7NX）の症例が増加しているとの情報。同じ家族内等での限定的なヒト→ヒト感染の可能性

H30年11月7日

・Y国政府が記者会見し、鳥インフルエンザA（H7NX）の患者数が急増して、本年9月以降の発症例が1,000人規模に達したと発表

WHO（日本時間11月9日未明）

・WHOは、Y国における調査の結果、インフルエンザA（H7NX）が持続的にヒト→ヒト感染しており、また、重症例も一定割合認められることを公表



Y国においてインフルエンザA（H7NX）が持続的にヒトからヒトに感染  
WHO: 持続的なヒト→ヒト感染、重症例も認められる。

・発生国がY国のみにとどまるため、PHEIC※宣言については現時点では検討中

※国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態

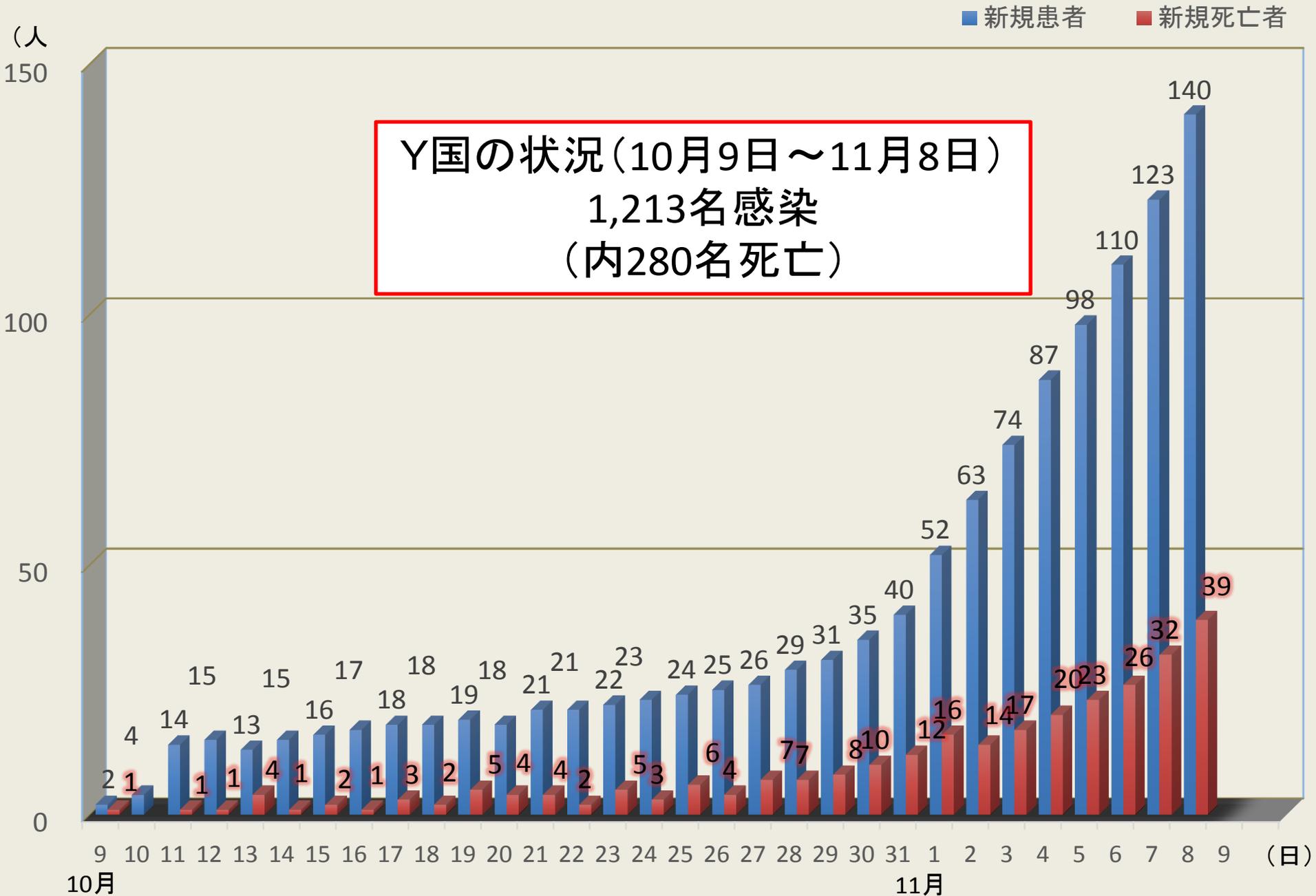
日本国政府（11月9日）

・厚生労働大臣が、感染症法に基づく新型インフルエンザA（H7NX）の発生を内閣総理大臣に報告するとともに公表。

・閣議決定により、新型インフルエンザ政府対策本部を設置。

# Y国における直近1カ月の新規患者の発生状況の推移

訓練



## 連絡事項(11月9日時点)

## 兵庫県

11月9日に新型インフルエンザ政府対策本部が設置されたことにより、兵庫県は特措法第22条第1項に基づき「兵庫県新型インフルエンザ等対策本部(以下、県対策本部)」を設置します。

県対策本部は対策の決定にあたり、県医師会や病院協会、有識者会議の委員及びその他必要と認める者(以下、有識者)等の意見を聴き、指定(地方)公共機関や市町との情報・意見交換を経ることにより、3つの対策レベルから適切な対策、県対処方針を作成し、公表します。

10/9～11/8までのY国におけるインフルエンザH7NXの発生状況は感染者1213名、うち280名が死亡、致死率23.1%と推定されます。病原性、感染力、患者の臨床像等を把握するため、県は国が行うサーベイランスに協力するとともに、国の情報を的確に収集し、県内発生に備えます。

各市町、指定地方公共機関におかれましては、行動計画に定められた対策の実施に備えてください。

### ■兵庫県新型インフルエンザ等対策本部(本部長:知事)

- ・Y国におけるインフルエンザH7NX発生状況確認
- ・政府対策本部の基本的対処方針の確認
- ・兵庫県新型インフルエンザ等警戒本部、兵庫県新型インフルエンザ等対策連絡会議における検討事項確認
- ・県有識者会議を開催(新型インフルエンザ等対策の実施に関する条例第3条)
- ・情報収集・提供、予防・まん延防止、医療体制、県民生活及び県民経済の安定の確保等への対策

### ■ 実施内容

#### (1) 外来

症例定義にあてはまる患者（新型インフルエンザが疑われる患者を含む）は、相談センター（健康福祉事務所）で受診相談の後、専用外来（非公開）を受診する。

→ 相談センター及び専用外来を中止し、外来協力医療機関での外来を開始する。

#### (2) 入院

新型インフルエンザと診断された者（全数）を感染症法に基づき感染症指定医療機関へ入院措置する。

→ 感染症指定医療機関及び入院協力医療機関において、重症者の入院治療を行う。

#### (3) 検査体制

症例定義該当者、新型インフルエンザ等の感染が疑われる者全例を県立健康科学研究所でPCR検査する

→ 全国で数百人程度の発生まではPCR検査を継続し、それ以降は全数把握を中止

#### (4) 抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給

医療機関に適切な使用を、医薬品販売業者に適正な流通を要請する。

#### (5) 濃厚接触者対応（積極的疫学調査）

感染が疑われる患者の濃厚接触者の把握に努めるとともに、必要に応じて外出の自粛要請を行う。

→ 患者家族への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。

## 医療対策（県内感染期・対策レベル3）2 / 2

### ■ 実施内容

- 医療体制の変更については、本部会議後の記者会見で発表するほか、県医師会、県薬剤師会、病院協会、民間病院協会を通じて医療機関等関係機関に周知
  - 協力医療機関名を公表するとともに、コールセンターで紹介
- (1) 地域感染期への移行：阪神南および隣接する阪神北、神戸圏域  
地方本部（健康福祉事務所）から関係機関への協力要請  
他圏域では、患者発生後速やかに移行できるよう準備
  - (2) 小児、妊産婦、透析患者の医療体制の確保
  - (3) 感染拡大期・まん延期への備え
    - ア ファクシミリ等による処方箋の受付準備
    - イ 定員超過入院、臨時の医療施設の設置等の準備
    - ウ 在宅療養の支援：市町に対し要請
  - (4) 抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給  
地方本部（健康福祉事務所）から医療機関に適切な使用を、医薬品販売業者に適正な流通を要請する。

## 社会活動の制限等（県内感染期・対策レベル3）1 / 4

### ■ 行動計画上の規定

国が緊急事態宣言を行った場合の対策として定めている内容を実施する。

### ■ 実施内容

#### (1) 社会活動制限の要請等を行う期間及び区域

① 期間: 2週間【国対処方針: 最大14日間】

② 区域: 阪神南県民センター管内(尼崎市、西宮市、芦屋市)

【国対処方針: 市町村単位又はブロック単位】

#### (2) 実施事項

ア 県民の行動自粛

イ 学校等の臨時休業

ウ 保育所・福祉関係事業所の臨時休業等

エ 集客施設の臨時休業

オ 集会・イベント等の自粛

■ 実施方法等

(1) 県民の行動自粛

不要不急の外出の自粛

○市町防災・危機管理部局に対して住民への要請依頼文書発出(災害対策課)

(2) 学校等の臨時休業

①臨時休業の要請

○県立学校の臨時休業(教育委員会)

○学校等の設置者に対して臨時休業の要請文書発出(教育委員会・私学教育課)

②臨時休業に備えた体制整備

○学校等による対応マニュアルの整備、HPやメール等を活用した児童・生徒等や保護者への連絡手段の確保等への支援(教育委員会・私学教育課)

③臨時休業の実効性確保

○生徒同士の接触・人混みへの外出を控えるよう指導する等、学校等へ要請(教育委員会・私学教育課)

■ 実施方法等

(3) 保育所・福祉関係事業所の臨時休業等

① 臨時休業の要請

○ 保育所・福祉関係事業所に対して臨時休業の要請文書発出（こども政策課・社会福祉課等）

② 代替措置の用意

○ 保育・福祉関係事業所による訪問系サービス等の代替措置への支援（こども政策課・社会福祉課等）

(4) 集客施設の臨時休業

○ 以下の内容について要請文書発出（各担当部局）

① 社会経済活動の維持に必要な施設に対する来客及び従業員に係る感染対策の徹底の要請

② 状況によって営業の自粛要請

③ 感染防止措置の徹底の要請

■ 実施方法等

(5) 集会・イベント等の自粛

○ 以下の内容について要請文書発出（各担当部局）

- ① 状況によって集会・イベント等の開催の中止又は延期の要請
- ② 感染防止措置の徹底の要請